

防衛医科大学校病院規則第4号

防衛医科大学校病院総合臨床部運営委員会規則を次のように定める。

平成9年10月1日

防衛医科大学校病院長 永 田 直 一

防衛医科大学校病院総合臨床部運営委員会規則

改正 平成18年3月31日規則第3号
平成24年4月6日規則第3号
平成29年3月30日規則第1号
令和5年6月29日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院総合臨床部（以下「総合臨床部」という。）における診療の円滑な運営を図るための総合臨床部運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、病院長をもって充てる。
- 3 副委員長は、医学教育研修センター長及び総合臨床部長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を行う。
- 5 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 内科1部門長
- (2) 内科2部門長
- (3) 内科3部門長
- (4) 外科1部門長
- (5) 外科2部門長
- (6) 検査部長
- (7) 手術部長
- (8) 放射線部長
- (9) 救急部長
- (10) 薬剤部長
- (11) 看護部長

- (12) 事務部長
- (13) 病院企画調整官
- (14) 病院運営課長
- (15) 医学教育研修センター事務長
- (16) 医学教育研修センター研修管理室長
- (17) その他病院長の指名する部長等若干名

6 前項第17号の委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合臨床部の管理・運営に関すること。
- (2) 各診療科並びに中央診療施設として置かれる各部及び室の協力態勢に関すること。
- (3) 各診療科並びに中央診療施設として置かれる各部及び室の連絡調整に関すること。
- (4) その他総合臨床部に関すること。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めるときに開催する。

2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

(連絡調整会議)

第5条 総合臨床部の診療業務の運営に関する連絡調整を円滑にするため、総合臨床部連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という）を置く。

2 連絡調整会議は、総合臨床部長が議長となり、必要の都度開催する。

3 連絡調整会議は、各委員の所属部署より推薦する者をもって構成する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務部病院運営課において行う。

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。